

「中間貯蔵施設に関する専門家会議」設置要綱

(設置)

第1条 国が行う中間貯蔵施設の現地調査等に関して、専門的見地から意見をいただくため、中間貯蔵施設に関する専門家会議（以下、「専門家会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 専門家会議は、別表1に掲げる専門分野の有識者をもって構成する。
2 専門家会議に座長を置き、生活環境部長をもってあてる。

(会議)

第3条 専門家会議は、必要に応じて生活環境部長が招集する。
2 座長は、専門家会議の意見を集約する。

(庶務)

第4条 専門家会議の庶務は、生活環境部産業廃棄物課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月28日から施行する。

別表1（第2条関係）

専 門 分 野
放 射 性 物 質
廃 棄 物
減 容 化
地 質 ・ 地 下 水
水 質
交 通 計 画
そ の 他

「中間貯蔵施設に関する専門家会議」の委員名簿

(氏名五十音順)

氏名	所属・役職	専門分野
小野 雄策	日本工業大学教授	廃棄物
川越 清樹	福島大学准教授	地質・地下水
佐藤 洋一	日本大学専任講師	水質
田中 知	東京大学大学院教授	放射性物質
吉岡 敏明	東北大学大学院教授	減容化
吉田 樹	福島大学准教授	交通計画